

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

羽島市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

羽島市長

公表日

令和5年8月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	<p>児童手当法による児童手当若しくは特例給付(以下「児童手当等」という。)の支給を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第一及びその主務省令に規定されている以下の事務で特定個人情報を取り扱う。</p> <p>(1) 児童手当等の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 (2) 児童手当等の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 (3) 未支払の児童手当等の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 (4) 現況届の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 (5) 資料の提供の求めに関する事務 (6) 父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 (7) 公金受取口座情報の確認</p> <p>また、子育てワンストップサービス開始に伴い、以下の事務を行う。 (1) サービス検索・電子申請機能にて、各種請求等の受領 (2) マイナポータルのお知らせ機能を利用した各種通知</p>
③システムの名称	児童手当システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第56項 番号法別表第一の主務省令第44条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律(口座登録法)第2条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8項 別表第二 第26, 30, 74, 75, 87項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健幸福祉部子育て・健幸課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	羽島市総務部総務課 〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町55番地 058-392-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	羽島市健幸福祉部子育て・健幸課 〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町55番地 058-392-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年2月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年2月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月22日	3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 第56項	番号法第9条第1項 別表第一 第56項 番号法別表第一の主務省令第44条	事後	
平成28年3月22日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7項 別表第二 第74、75項	番号法第19条第7項 別表第二 第26、30、74、75、87項 番号法別表第二の主務省令第19条、40条、44条	事後	
平成28年11月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7項 別表第二 第26、30、74、75、87項 番号法別表第二の主務省令	番号法第19条第7項 別表第二 第26、30、74、75、87項	事後	
平成28年11月30日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	保険年金課長 加藤 光彦	山内 勝宣	事後	
平成29年5月8日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	児童手当法に基づき、羽島市児童手当等事務取扱規則により対象者に児童手当事務等を行っている。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①児童手当事務 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う	児童手当法による児童手当若しくは特例給付(以下「児童手当等」という。)の支給を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第一及びその主務省令に規定されている以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 (1) 児童手当等の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 (2) 児童手当等の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 (3) 未支払の児童手当等の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 (4) 現況届の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 (5) 資料の提供の求めに関する事務 (6) 父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務	事後	
平成29年5月8日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	児童手当システム、宛名管理システム、中間サーバー	児童手当システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事前	
平成29年5月8日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	山内 勝宣	田中 丈詞	事後	
令和1年6月25日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	田中 丈詞	課長	事後	
令和1年6月25日	IVリスク対策	—	1～9項目まで新規追加	事後	様式改正に伴う変更
令和2年3月10日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	平成26年7月22日時点	令和2年2月28日	事後	評価書見直しに伴う変更
令和2年3月10日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数対は500人以上か いつ時点の計数か	平成26年7月22日時点	令和2年2月28日	事後	評価書見直しに伴う変更
令和3年10月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条第7項	番号法第19条第8項	事後	重要な変更にならない変更(令和3年法律第37号による番号法改正)
令和4年12月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	児童手当法による児童手当若しくは特例給付(以下「児童手当等」という。)の支給を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第一及びその主務省令に規定されている以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 (1) 児童手当等の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 (2) 児童手当等の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 (3) 未支払の児童手当等の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 (4) 現況届の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 (5) 資料の提供の求めに関する事務 (6) 父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 また、子育てワンストップサービス開始に伴い、以下の事務を行う。 (1) サービス検索・電子申請機能にて、各種請求等の受領 (2) マイナポータルのお知らせ機能を利用した各種通知	児童手当法による児童手当若しくは特例給付(以下「児童手当等」という。)の支給を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第一及びその主務省令に規定されている以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 (1) 児童手当等の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 (2) 児童手当等の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 (3) 未支払の児童手当等の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 (4) 現況届の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 (5) 資料の提供の求めに関する事務 (6) 父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 (7) 公金受取口座情報の確認 また、子育てワンストップサービス開始に伴い、以下の事務を行う。 (1) サービス検索・電子申請機能にて、各種請求等の受領 (2) マイナポータルのお知らせ機能を利用した各種通知	事前	
令和4年12月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第56項 番号法別表第一の主務省令第44条	番号法第9条第1項 別表第一 第56項 番号法別表第一の主務省令第44条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律(口座登録法)第2条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条	事前	
令和5年8月1日	I 5 ①部署	市民部保険年金課	健幸福祉部子育て・健幸課	事後	
令和5年8月1日	I 8 連絡先	羽島市市民部保険年金課	羽島市健幸福祉部子育て・健幸課	事後	